吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

Ⅰ 新型インフル等対策行動計画の概要

○特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備や、有事の対策を示した計画。

【計画に基づく対策の目的】

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民生命及び健康を保護する
 - •流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の ための時間を確保
 - •流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制へ の負担を軽減
 - •患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要 な患者が医療を受けられるようにする。
 - •適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるように する
 - •感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替 を円滑に実施 等

【行動計画の対象となる感染症】

・新型インフルエンザ

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・再興型インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・再興型コロナウイルス感染症
- ・指定感染症 ⇒当該指定感染症にかかった場合の症状が重篤であり、 かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

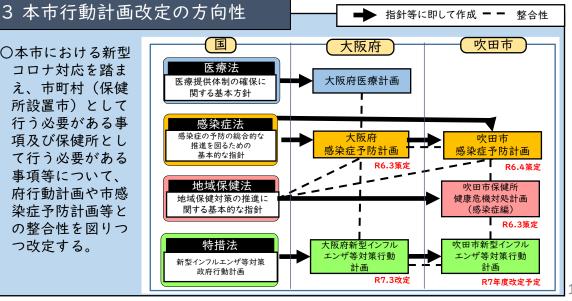
新型インフルエンザ等

- ・新感染症 ⇒全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限定
- *感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナ ウィルス感染症、再興型感染症、指定感染症が新たに追加

2 本市行動計画改定の背景

- ○令和6年7月、新型コロナ対応の経験等 を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が抜 本改正され、それを踏まえて大阪府におい ても新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和 7年3月、大阪府新型インフルエンザ等対 策行動計画を改定された。
- ○本市の行動計画については、中核市移行 を踏まえた保健所機能等や新型コロナの 経験を踏まえた改定を行っていなかった が、大阪府との整合性を図る必要がある ことから府行動計画の改定後に改定する こととしていた。

○本市における新型 コロナ対応を踏ま え、市町村(保健 所設置市)として 行う必要がある事 項及び保健所とし て行う必要がある 事項等について、 府行動計画や市感 染症予防計画等と の整合性を図りつ つ改定する。



4 本市行動計画改定のポイント

(1) 平時の準備の記載を充実

対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、準備期の取組みを充実

- (2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な 対策の切替
 - ・中長期に複数の波が来ることを想定
 - ・リスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的 な切替
 - ・対策項目の充実(6項目から13項目へ)
 - ・有事のシナリオを整理し、必要な対策の選 択肢を記載
- (3) 中核市移行後の組織体制を反映し、 市の関連計画と整合性を図る
- (4) 新型コロナ対応を踏まえた記載

幅広い感染症による危機に 対応できる社会をめざす

【参考:新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症予防計画の関係】

吹田市新型インフルエンザ等 対策行動計画 (平成28年4月改定)	項目	吹田市感染症予防計画 (令和6年4月策定)
新型インフルエンザ等対策特別措 置法	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律
国民の生命及び健康の保護、国民 生活及び国民経済に及ぼす影響の 最小化	目的	感染症の発症予防及びまん延防止に よる公衆衛生の向上及び増進
・新型インフルエンザ等感染症 ・指定感染症 ・新感染症 ・新感染症 ⇒全国的かつ急速にまん延し、 かつ、病状の程度が重篤とな るおそれがあり、また、国民 生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある	対象 感染 症	・一類感染症、二類感染症、 三類感染症、四類感染症、 五類感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症
迅速な初動対応のための体制や、 経済社会全体にわたる総合的な対 策を統一的に講じるために必要な 措置を規定	規定内容	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関し必要な措置を規定

吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案) 記載の概要

項目	記載の概要
Ⅰ 実施体制	平時からの人材育成や有事に備えた訓練、関係機関との連携、市対策本部設置の考え方 (任意設置含む)、市業務継続計画を踏まえた人員体制の構築 等
2情報収集・分析	情報収集・分析の円滑な実施のための感染症専門人材の育成、国及び府等における情報 収集・分析・リスク評価に基づく感染症対策の柔軟かつ機動的な判断・切替 等
3サーベイランス	感染症サーベイランスに関係する人材育成、平時・有事・流行状況に応じた感染症サー ベイランスの実施 等
4情報提供・共有、リスク NEW コミュニケーション (リスコ	
5 水際対策 NEW	国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、平時からの検 疫所等との連携体制の構築、検疫所等と連携した健康観察・積極的疫学調査の実施 等
6まん延防止	患者への入院勧告や濃厚接触者への外出自粛要請、感染症の特徴や社会経済状況等を踏まえたまん延防止対策(患者や濃厚接触者以外の府民、事業者や学校等へ)の要請 等
フワクチン NEW	医療関係者等と連携した接種体制の構築、科学的根拠に基づく予防接種の意義や制度等 の市民の理解促進、ワクチンの安全性に係る情報提供 等
8医療	府と連携した医療提供体制の整備・入院調整、移送体制の整備、受診相談センターの設 置、自宅療養者等への健康観察や医療提供・生活支援 等
9治療薬・治療法 NEW	治療薬・治療法の医療機関等への情報提供、医療機関・薬局への適正使用要請及び適正 な流通指導による治療薬の確保 等
10検査 NEW	地方衛生検査所との連携や民間検査機関を活用した検査体制の構築、医療機関等への検 査方法等の情報提供・共有、有事における国が定める検査方針等の市民への周知 等
II保健 NEW	有事に備えた保健所体制整備や事前準備、府と連携した感染状況に応じた取組(業務の 一元化等) 等
12物資 NEW	感染症対策物資等の備蓄 等
13市民生活・市民経済の安定	市民、事業者に対する衛生用品等の備蓄の推奨、物資購入時における消費者としての適切な行動の呼び掛け、市民生活・社会経済活動の安定確保に向けた対応 等

NEW:新しく項目立てたもの。現行計画に一定の記載あり。